平成２６年（フ）第１４１１号
名古屋市千種区豊年町１番12号　サンパーク豊年町801号
債務者　菊池　直樹
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５８２号
名古屋市守山区幸心１丁目126番地　ＯＳ・ＳＫＹマンション新守山４Ｃ号
債務者　青木　祥子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５８９号
名古屋市西区新道１丁目13番17号　岩田アパート201号
債務者　竹下　初美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７６号
福井市和田３丁目404番地　タカセコーポ101
債務者　山口　由美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月１日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
北海道苫小牧市日新町４丁目２番７―306号
債務者　三田　勉
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１１７号
北海道苫小牧市日新町４丁目２番７―306号
債務者　三田美智子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１１８号
北海道苫小牧市旭町２丁目２番20―506号
債務者　菅原　幸一
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第５３１号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目２番10号　サンエステート旭ケ丘102
債務者　石川　文恵
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５６９号
仙台市泉区住吉台西１丁目１番地の15
債務者　岡田　純子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６００号
宮城県亘理郡山元町山寺字山下22番地　横山アパート23号室
債務者　松本　昭一
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
宮城県遠田郡涌谷町字今左ェ門沖名43番地11
債務者　佐々木いく子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
茨城県土浦市木田余西台６番９号　チェリービレッヂ201
債務者　岡野　貴子（旧姓諏訪部）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０５号
茨城県稲敷郡阿見町南平台１丁目12番地６
債務者　松岡　利明
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第９８号
千葉県富津市青木804番地７　鹿島住宅10号
債務者　前田　悌子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第５３号
福井県敦賀市新松島町３番20―１号、前住所長野県松本市大字笹賀7430番地２
債務者　小島　功
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第５４号
福井県敦賀市新松島町３番20―１号、前住所長野県松本市大字笹賀7430番地２
債務者　小島　正子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第５５号
福井県敦賀市木崎11号14番地
債務者　上田　誠
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　福井地方裁判所敦賀支部